（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［略］

２　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × 0.00611477）× 0.75 － （A × 0.00303342）× 0.75 ＋ （A × 0.00733772）× 0.75 － （A × 0.00366011）× 0.75

［略］

３　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × 0.00357008）× 0.75 － （A × 0.00173102）× 0.75 ＋ （A × 0.00428409）× 0.75 － （A × 0.00209026）× 0.75

［略］

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A ＋B）／２｝× 0.02095

算式の符号

A　前々年度の道府県税課税状況調第 26 表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第 28 表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額に道府県税課税状況調第 33 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（附則・合計））の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（本法））の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 11 項に該当するもの（家庭的保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（事業所内保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額の合算額を加算し、「道府県税課税状況調第 33 表の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 11 項に該当するもの（家庭的保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（事業所内保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額の合算額を控除した額

B　前年度の道府県税課税状況調第 26 表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第 28 表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額に道府県税課税状況調第 33 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［同上］

２　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × 0.00582857）× 0.75 － （A × 0.00291392）× 0.75 ＋ （A × 0.00699428）× 0.75 － （A × 0.00351623）× 0.75

［同左］

３　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × 0.00286923）× 0.75 － （A × 0.00138716）× 0.75 ＋ （A × 0.00344308）× 0.75 － （A × 0.00167499）× 0.75

［同左］

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A ＋B）／２｝× 0.02048

算式の符号

A　前々年度の道府県税課税状況調第 26 表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第 28 表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額に道府県税課税状況調第 33 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（附則・合計））の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（本法））の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 11 項に該当するもの（家庭的保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（事業所内保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額の合算額を加算し、「道府県税課税状況調第 33 表の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 11 項に該当するもの（家庭的保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（事業所内保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額の合算額を控除した額（以下この条において「課税標準額」という。）

B　前年度の課税標準額